

東京医科歯科大学歯学部附属病院薬剤部規則

（平成16年4月1日
規則第133号）

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学歯学部附属病院薬剤部（以下「薬剤部」という。）については、東京医科歯科大学歯学部附属病院規則（平成16年規則第130号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 薬剤部は、歯学部附属病院長の管理の下に、歯学部附属病院の患者に対し、診療上必要な薬剤業務を行う。

（薬品情報室）

第3条 薬剤部に、薬品情報室を置き、医薬品の情報提供を行う。

（職員及び職務）

第4条 薬剤部に、次の職員を置く。

- (1) 薬剤部長
- (2) 主任
- (3) 医療職員

- 2 薬剤部長は、薬剤部の医療職員をもって充て、病院長の命を受け、薬剤部の業務を掌理する。
- 3 主任は、薬剤部の医療職員をもって充て、薬剤部長の命を受け、薬剤部の業務を処理する。
- 4 医療職員は、主任の命を受け、薬剤部の業務を行う。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、薬剤部の運営及び業務の実施に関し、必要な事項は病院運営会議の議を経て、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。